

令和6年第2回定例会

多摩ニュータウン環境組合議会会議録

令和6年11月8日開会

多摩ニュータウン環境組合議会

令和6年第2回定例会

多摩ニュータウン環境組合議会会議録目次

○11月8日（金）

| | |
|--|----|
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 管理者等の出席 | 1 |
| 事務局職員の出席 | 1 |
| 議事日程 | 1 |
| 開会・開議 | 3 |
| 議席の指定 | 3 |
| 会期の決定 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 議長報告 | 3 |
| 管理者報告 | 4 |
| 第17号議案 令和6年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第2号）を専決処分した ことについて | 5 |
| 第18号議案 発電機復旧工事請負契約の締結についてを専決処分したことについて | 6 |
| 第19号議案 令和5年度多摩ニュータウン環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について | 6 |
| 第20号議案 令和6年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第3号） | 14 |
| 第21号議案 機器補修工事（焼却棟及び不燃・粗大ごみ処理棟基幹設備整備）請負契約の締結に ついて | 15 |
| 閉議・閉会 | 15 |

令和6年第2回多摩ニュータウン環境組合議会定例会会議録

令和6年11月8日 開会

出席議員（8名）

| | |
|--------------|--------------|
| 1番 村 松 徹 君 | 2番 鈴 木 勇 次 君 |
| 3番 星 野 直 美 君 | 4番 松 葉 ひろみ 君 |
| 5番 新井 よしなお 君 | 6番 若 林 章 喜 君 |
| 8番 藤條 たかゆき 君 | 9番 本 間 としえ 君 |

欠席議員（1名）

7番 池 田 桂 君

管理者等の出席

| | |
|--------------------|-----------|
| 管 理 者 | 阿 部 裕 行 君 |
| 副 管 理 者 | 初 宿 和 夫 君 |
| 副 管 理 者 | 石 阪 丈 一 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 花 形 守 康 君 |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 俊 行 君 |
| 八王子市資源循環部長 | 小 林 順 一 君 |
| 町田市環境資源部長 | 塩 澤 直 崇 君 |
| 多摩市環境部長（兼）特命事項担当部長 | 小 柳 一 成 君 |

事務局職員の出席

| | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 伊 野 元 康 君 |
| 施 設 課 長 | 平 松 郁 人 君 |
| 総 務 課 長 | 三 浦 博 幸 君 |
| 計画担当課長（兼）出納課長 | 岡 部 正 訓 君 |

速 記 士

木暮サトミ（会議録研究所）

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 議長報告
- 第5 管理者報告

- 第6 第17号議案 令和6年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第2号）を専決処分した
ことについて
- 第7 第18号議案 発電機復旧工事請負契約の締結についてを専決処分したことについて
- 第8 第19号議案 令和5年度多摩ニュータウン環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 第20号議案 令和6年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第3号）
- 第10 第21号議案 機器補修工事（焼却棟及び不燃・粗大ごみ処理棟基幹設備整備）請負契約の締結
について

午前10時00分開会・開議

○議長（村松 徹君） 本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、新議員の紹介を事務局長からいたしますので、よろしく願いいたします。伊野事務局長。

〔事務局長伊野元康君登壇〕

○事務局長（伊野元康君） 本日は、大変お忙しい中、令和6年第2回多摩ニュータウン環境組合議会定例会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

町田市議会選出議員1名の辞職に伴いまして、新たに選出されました議員をご紹介します。

町田市議会より選出されました若林章喜議員でいらっしゃいます。

○6番（若林章喜君） どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長（伊野元康君） 以上で紹介を終わります。

○議長（村松 徹君） 新議員の紹介は終わりました。

なお、池田 桂議員より本日欠席する旨の連絡が入っておりますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回多摩ニュータウン環境組合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、ご承知願います。

◇

○議長（村松 徹君） 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条第1項の規定により、議員の議席は、ただいま着席している議席といたします。

◇

○議長（村松 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日といたします。

◇

○議長（村松 徹君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

2番 鈴木 勇 次 議員

3番 星 野 直 美 議員

を指名いたします。

◇

○議長（村松 徹君） 日程第4、議長報告を行います。

議会開会前、事務局長から新議員の紹介がありましたが、令和6年5月28日をもって渡辺徹太郎議員から辞職したい旨の願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定により、議長においてこれを許可しました。

そのほかの報告として、監査委員より、令和6年4月分から9月分までの現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付したとおりであります。ご了承ください。

次に、管理者より、令和5年度多摩ニュータウン環境組合繰越明許費繰越計算書が提出されております。お手元に配付したとおりであります。ご了承ください。



○議長（村松 徹君） 日程第5、管理者報告がございませう。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） おはようございませう。それでは、私から報告事項を4件申し上げます。

1件目は、令和5年12月15日に多摩清掃工場において発災した電気設備火災の復旧状況についてです。

火災を起こした保安動力変圧器について原因調査を行いましたけ、損傷がひどく、原因究明に至りませんでした。現在、仮復旧として使用している1号炉動力変圧器について、精密な検査を行い、健全性が確認されたため、継続使用することを決め、本復旧としました。

損傷した3号焼却炉については、復旧整備を終え、8月から通常運転しています。

現在修理中の発電機については、12月に復旧する見込みです。

2件目は、多摩清掃工場の運営状況についてです。

本年度9月末までの構成市からのごみの搬入量は、可燃ごみが2万6,385tでした。前年同期に比べ212t増加しています。不燃ごみは1,110tで、35tの減少、粗大ごみは1,241tで、70t増加しています。

構成市の応援処理状況につきましては、町田市バイオエネルギーセンターの火災に伴う応援で、可燃ごみ2,303tの処理を行いました。

また、町田市バイオエネルギーセンターで処理し切れない可燃ごみの支援として、1,322tの処理を行いました。

今後も構成市と相互に協力し、安定的なごみ処理に努めてまいります。

次に、環境測定結果ですが、本年7月に測定した2号炉の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、1m³当たり法規制値の1ng及びISO14001で規定している自主規制運用値の0.01ngを大幅に下回り、0.0000026ng-TEQでした。

また、本年9月に測定しました放射能濃度測定結果につきましては、主灰は不検出、飛灰が26.3Bq/kgで、国の基準値を大きく下回りました。

今後も焼却処理で発生する焼却灰等の放射能濃度や環境測定を定期的に行い、速やかに公表してまいります。

3件目は、リサイクルセンターの運営状況についてです。

本年度9月末までの来館者数は1万2,245人でした。構成市で収集した粗大ごみのうち、再利用が可能なものを再生し、販売した家具などの再利用品は4,289点でした。廃食器の回収につきましては、延べ215人の方の持込みがありました。

4件目は、多摩清掃工場の周辺地域との関わりについてです。

工場周辺地域の自治会等から選出された委員の皆様と意見交換及び連絡調整を行うため、8月17日に令和6年度第2回地元協議会を開催しました。定例報告のほか、多摩清掃工場設備老朽化対応の進捗報告や来年3月に予定している視察研修、能登半島地震により生じた災害廃棄物の受入れ検討状況について情報提供を行いました。

また、多摩清掃工場をより深く理解してもらうため、焼却炉の説明や通常見ることができない設備の見学を行いました。

続いて、地域交流事業についてです。

本年度は、15回目の「たまかんフェスタ」を10月20日に開催しました。当日は天気にも恵まれ、2,600人を超える皆さんにご来場いただきました。ステージでは、周辺地域の学校やサークルの皆さんの活気あるパフォーマンスが披露され、会場内では、構成市や地域団体の皆さんに出店していただきました。

また、「秋だ、からきだ、お祭りだ」をキャッチコピーに、工場周辺地域にある唐木田コミュニティセンターの「からきだ菖蒲館まつり」、多摩市総合福祉センターの「福祉フェスタ」、大妻女子大学の「大妻多摩祭」と同時にお祭りを開催し、地域を盛り上げました。

今後とも、この地域交流イベントをはじめ、「たまかんニュース」の発行や施設見学など、多摩清掃工場ならではの事業を通して、多摩清掃工場が地域の皆さんの身近な施設としてご理解をいただき、ご協力をいただけるよう取り組んでまいります。

以上、4件をご報告申し上げ、管理者報告といたします。

○議長（村松 徹君） 管理者報告は終わりました。



○議長（村松 徹君） 日程第6、第17号議案「令和6年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第2号）を専決処分したことについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第17号議案について、提案の理由を申し上げます。

第2号補正予算は、令和5年12月15日に発災した電気設備火災に係る経費を計上するものです。その結果、歳入歳出予算をそれぞれ1億8,199万9,000円増額し、総額を21億2,404万8,000円とするものです。

まず、歳入についてご説明します。

5款 繰入金につきましては、施設整備基金から1億2,589万9,000円と財政調整基金から9,283万7,000円をそれぞれ繰入いたしました。

また、火災に伴い発電ができないことから、7款 諸収入において、収入として見込んでいた電力量料金収入と電力容量市場収入の減額をいたしました。

続いて、歳出です。

2款 処理場費の1億8,199万9,000円につきましては、発電機の故障に伴う光熱水費の増額として5,610万円、発電機復旧工事の費用として5月に議決いただいた第1号補正予算に追加して1億2,589万9,000円を計上したものです。

以上の補正予算につきましては、特に緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年5月14日付で専決処分したことについて報告させていただくものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村松 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第17号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第17号議案「令和6年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第2号）を専決処分した

ことについて」を挙手により採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。



○議長（村松 徹君） 日程第7、第18号議案「発電機復旧工事請負契約の締結についてを専決処分したことについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第18号議案につきまして、提案の理由を申し上げます。

本契約は、令和5年12月15日に発災した電気設備火災に伴い被災した発電機の復旧に係る工事契約となります。工事件名は発電機復旧工事、相手方は日立造船株式会社、現在は社名が変わり、カナデビア株式会社東京本社となっています。契約金額は税込みで1億9,492万円、期間は令和6年5月28日から12月25日までです。

なお、この契約は、早期復旧のため、緊急に対応する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年5月27日付で専決処分したことについて報告させていただくものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村松 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第18号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第18号議案「発電機復旧工事請負契約の締結についてを専決処分したことについて」を挙手により採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。



○議長（村松 徹君） 日程第8、第19号議案「令和5年度多摩ニュータウン環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第19号議案について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度は、「多摩ニュータウン環境組合中期経営計画ビジョン2027」の始動の年として、目標の達成に向けて確実に取り組むとともに、効率的かつ効果的で、安定した工場運営を維持できるよう事務事業を展開しました。

主な取組といたしまして、施設の安定稼働を図るためのリチウムイオン電池の処理検討や災害時における施設活用の検討、電気自動車の導入などを行いました。

工事関係では、プラント設備の機器補修工事のほか、見学者説明室の映像音響設備改修工事、屋上防水工事、火災対策として火花検知システム設置工事を行うなど、施設の適正な維持管理に取り組みました。

また、令和5年12月に発災した電気設備火災に伴い、設備等の一部が損傷したため、総額7億5,473万9,000円の補正予算を組み、復旧対応を行いました。

これらの取組の結果、令和5年度決算は、歳入総額18億4,362万1,980円、歳出総額17億7,140万7,546円で、歳入歳出差引額は7,221万4,434円となりました。また、電気設備火災に伴い1億9,031万1,000円を翌年度に繰り越しました。令和4年度と比較いたしますと、歳入が12.6%の増加、歳出が16.0%の増加となっております。

なお、事務局長より決算概要について補足説明をいたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村松 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

事務局長より補足説明があります。伊野事務局長。

〔事務局長伊野元康君登壇〕

○事務局長（伊野元康君） それでは、令和5年度決算の内容について、お手元の資料4、令和5年度多摩ニュータウン環境組合一般会計歳入歳出決算概要を基にご説明いたします。

1 ページの上から2番目の表、2、歳入歳出決算額の前年度との比較をご覧ください。

先ほどの管理者の説明のとおり、歳入総額は18億4,362万1,980円で、前年度比12.6%の増加、歳出総額は17億7,140万7,546円で、前年度比16.0%の増加となりました。増加の主な要因は、長期修繕計画に基づく工事費の増加及び電気設備火災からの復旧費によるものです。

歳入歳出差引額は7,221万4,434円で、前年度比33.8%の減少となりました。

上の表、1、歳入歳出決算額に記載のとおり、この金額のうち199万1,000円は翌年度へ繰り越すべき財源で、実質収支は7,022万3,434円となります。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。

2 ページの(3)歳入決算額の内訳をご覧ください。

1 款 分担金及び負担金につきましては、構成3市からの負担金合計は10億9,513万9,000円となりました。

構成市別の負担金は、八王子市が3億9,632万8,000円、町田市が1億5,541万2,000円、多摩市が5億4,339万9,000円となっております。

各市の負担金の算出内訳は、併せて掲載した表、構成市別負担金明細のとおりでございます。

2 款 使用料及び手数料の内訳は、電柱用地使用料、自動販売機設置に伴う使用料、敷地及び建物使用料です。

4 款 財産収入につきましては、施設整備基金及び財政調整基金の利子収入と自動車売払収入です。

5 款 繰入金の内訳額は3億3,796万9,372円の内訳は、施設整備基金からの繰入れ2,389万372円と財政調整基金からの繰入れ3億1,407万9,000円です。

6 款 繰越金につきましては、令和4年度決算剰余金1億910万7,962円となります。繰越金が発生する主な要因は、売電収入の予算超過分や契約差金になります。

3 ページをご覧ください。

7 款 諸収入は、他団体ごみ処理費、鉄屑等売却代、電力量料金収入のいずれも減少したことで、諸収入

全体で1億3,830万7,487円の減少となりました。

以上が歳入の状況です。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

同じく3ページ、(4)歳出決算額の内訳をご覧ください。

1款 議会費につきましては、417万141円で、前年度比11.9%の減少となりました。主な要因は、組合議会議員の視察研修に係る経費の減少です。

次に、4ページをお開きください。

2款 処理場費をご覧ください。

目の1 組合管理費につきましては、人件費の増加や公用車を備品購入したことにより、11.1%の増加となりました。

目の2 清掃工場管理費でございます。11節 役務費につきましては、法定検査料が主なもので、検査の周期により増減します。12節 委託料につきましては、隔年で実施する点検委託の影響により、6.1%の減少となりました。

次に、目の3 粗大ごみ処理費につきましては、工場運転等管理業務委託の契約更新による内容変更や長期修繕計画による機器補修工事の実施により、17.0%の増加となりました。

次に、目の4 可燃ごみ処理費につきましては、長期修繕計画による工事請負費の増加と発電停止による電気料金の増加により、12.7%の増加となりました。

目の5 リサイクルセンター管理費につきましては、令和4年度に実施したリサイクルセンター20周年事業費分の減少により、6.8%の減少となりました。

目の6 災害復旧費につきましては、電気設備火災に伴う新規事業のため、皆増となっています。

5ページをお開きください。

3款 公債費につきましては、一時借入金の借入れがなかったため、執行はございませんでした。

4款 予備費につきましては、執行はございませんでした。

5款 諸支出金につきましては、各基金への積立金となります。施設整備基金につきましては、鉄屑等売却代、売電収入、運用利子を合わせ、1,223万3,444円を積み立てました。財政調整基金につきましては、鉄屑等売却代、売電収入、決算剰余金及び運用利子を合わせ、1億5,627万5,623円を積み立てました。

なお、6ページ以降は歳入歳出それぞれの予算額に対する収入済額及び支出済額の状況をまとめたものです。

基金の令和5年度末現在高につきましては、本資料の最後の8ページに記載させていただきました。

以上、令和5年度多摩ニュータウン環境組合一般会計歳入歳出決算の補足説明とさせていただきます。

○議長（村松 徹君） 補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番、鈴木勇次議員。

○2番（鈴木勇次君） 決算認定についてでありますけれども、主に6款の火災の発生についての復旧対策に関係してお尋ねをします。

火災事故の処理についての問題でありますけれども、原因調査と責任帰属について、まず最初にお尋ねします。

メーカーとの関係でありますけれども、変圧器における出火原因の解明ができなかったとの報告であります。あわせて、変圧器の個体の何らかの特殊事情と考えざるを得ないとの報告をしています。

私たちは、事故時には、近隣において落雷や東電による送電線工事など、外的要因はなかったと説明を受

けております。

変圧器の品質においては、コイル巻線は特に変圧器の品質において重要とされ、変圧器コイルの信頼性と安全性を確保するには、品質管理と試験が不可欠であり、包括的な品質保証プログラムは、材料の選択と準備から最終組立てに至るまで、コイル巻線プロセスの全ての段階をカバーする必要があるとされています。一般的に、保証期間は製品瑕疵との関係は問われません。一定期間、何らかの不具合、故障が発生した場合の補償であり、外部要因でなければ補償されます。ただし、製品に製造過程での問題など、製造メーカーの責任に帰する事由がある場合は、保証期間との関係は別の判断になると私は考えております。

巻線作業は高度な技術が必要とされています。作業過程で修正を加えられることもあると聞いています。巻き作業工程で修正など、個体に関する特殊な状況が発生していなかったのか、作業の工程表、試験データなどを取り寄せ、確認する必要があると感じております。銅線の品質、ある意味で純正度などの問題ですけれども、伝導性などについて、また、ワイヤ品質上、熱に対する耐性や高圧電導のストレス耐性に問題はなかったのかなど、データがあるはずであります。確認の手続きをしておられるか、まずお尋ねします。

原因調査費用についてでありますけれども、全額、環境組合の負担になっているとの報告を聞いていますが、確認いたします。

この調査で得た結果はメーカーにも提供されるものだと考えておりますけれども、メーカーにとっても貴重、有益な資料だと考えております。調査委託費用は分担責任があると考えますけれども、メーカー及び組合双方の考え方をお示しいただきたいと思えます。

製品の保証、火災発生原因による責任の帰属について、弁護士に相談した結果の見解が述べられています。この見解は、従前の説明から原因調査委託前のものだと私は考えております。経年劣化の状況は、他の変圧器個体のデータ比較でも可能性が低いことが判明したとしています。この結果から、再度の正確な検討と調査が必要であると私は考えています。上記の調査追及は最低限のことです。メーカーの協力を求めるべきではないかと考えています。そこまで行うことで組合の責任を果たすことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

保証期間と減価償却期間、更新年度計画はそれぞれどうなっているのか、またその判断基準について、それぞれについてお聞きをしたいと思います。

メーカーの製品パンフレット、他工場の同製品の耐用年数判断などが参考になるかと思いますが、製品パンフレットでは耐用年数等はどのように説明されていたのか、お示しをいただきたいと考えます。

2つ目には、火災保険の補償についてであります。

保険の補償範囲、対象の判断は、大きな争点に必ずなることが多い問題であります。重要物件で二次的被害の認定がされておりますけれども、これまでの説明では、変圧器の火災発生時に起きた被害であるということが繰り返し説明されてきました。報告書でもそのように明記をされています。二次被害というのはどのように考えても理解ができませんけれども、組合の見解とも明らかに違うと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

罹災証明の認定も、これまでの組合の説明と明らかに違うものであります。この違いは、補償の範囲や損害の責任帰属の判断を左右する重大な違いであると私は考えます。この違いの原因についてどのように考えているか、お聞かせをいただきたいと思えます。

あわせて、罹災証明を取り直す必要はないのでしょうか、お答えいただければと思います。

損害額の確定についてでありますけれども、簿価を基準としております。一般的に、保険での補償などでは簿価での判断はしていないと考えます。被害額の算定としては、減価償却などを加味して、実損額の算定

がどうしても必要なことではないでしょうか。火災保険の20%補償とのことも報告をされておりますけれども、組合が示した損害額の20%ということにはならないのではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

同組合は、構成自治体の共同出資により成立しています。税対策など、損失控除などの手続は不要なのかもしれません。その意味では、実損被害がどれだけあるかということの意味合いは、瑕疵的には少ないかもしれませんが、通常はそうした手続には必ず損害の認定が必要で、それは簿価ではなく、実損で示す必要があります。売電への影響額が当初予算及び補正予算との差額で示されておりますけれども、事故時から2024年度12月までは収入はゼロであるわけですから、逸失利益という考え方が合うかどうか分かりませんが、損害も実損を示すことが必要だと考えます。実損の認定は今後の3市への負担にも関わる問題ですから、実損評価を示す必要を感じているものでありますけれども、いかがでしょうか。

次に、工場施設の有効活用についての問題についてお尋ねをいたします。

焼却ごみの搬入量と炉の稼働率についての問題でありますけれども、正確に過剰整備と言っているのかどうか、私はまだその評価をしておりませんが、1号炉の建設など凍結をしたということから、今、2号炉と3号炉で過剰かどうかということはまだ評価できませんけれども、その点について検討内容を報告していただきたいと考えています。

2037年稼働予定の更新計画にも今後影響するものと考えますけれども、今後の計画はどうなっているのか、お考えをお示しいただければと思います。

現状でも炉の稼働率が大変低い状況であります。焼却量は、炉2基を稼働したのは、報告書によりますと2日しかありません。1基だけの稼働日数も296日となっています。2基合わせた焼却可能日量は400tでありますけれども、支援や応援ごみも含め、ごみが多く出る年末から始まった、この火災の影響を受けた2か月間でも、焼却ごみは日量120t程度にとどまっています。それから計算しますと、稼働率は30%程度ということになります。1t当たりの処理単価は、こうした点を評価すると、他工場と比較して高くなっているのではないかと心配をするわけですが、どんな水準になっているか検証したことがあるのでしょうか。あれば結果もご報告いただければと考えます。

最後に、炉の有効活用の方針について今後どのように考えておられるかお尋ねして、質問とします。

○議長（村松 徹君） 伊野事務局長。

〔事務局長伊野元康君登壇〕

○事務局長（伊野元康君） ただいまご質問いただきました。まず1点目が、昨年12月15日に発災した火災事故の処理についてとして、原因調査と責任帰属について、そして火災保険の補償についてでございます。また、もう1点目が、工場施設の有効活用の問題についてということでご質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、火災事故の処理についてでございますけれども、原因調査と責任帰属についてとご質問いただきましたが、大きく4点ご質問いただいておりますので、お答えいたします。

まず1点目、発火した変圧器の製造工程データの確認についてでございます。

通常、清掃工場に設置される機器等の品質管理は、試験・確認・照合による検査に加え、メーカーや請負業者による自主検査の結果記録も確認し、行っております。特に電気設備においては、国の技術基準に適合しているかについても確認しております。

今回事故のあった変圧器も、同様の検査を経て26年間使用できたことを鑑みますと、組合としては製造工程に問題はなかったと判断しております。しかしながら、製造工程のデータ等は、今後の変圧器のメンテナ

ンスに活用できる可能性もありますので、現存しているかも含め、現在、確認させてもらっているところがございます。

次に、2つ目の原因調査の費用負担についての組合とメーカーの考え方についてです。

事故直後、環境組合としては聞いたことがない事件事例でございましたので、原因調査は必要だと考えておりました。また、他の変圧器の取扱いを決める上でも調査は必要不可欠でありました。一方、メーカーからは、損傷が著しいこともあり、原因特定は困難であるとの見解を得ておりました。調査の結果、原因を特定することはできませんでしたが、環境組合としては、他の変圧器の取扱いについて有益な判断材料となったことから、負担は相応だと判断しております。

次に、3つ目の火災発生原因による責任の帰属についてです。

メーカーの協力により、変圧器を切断し、焼損部を確認する特別な解体調査や、製造工程に起因する絶縁紙の引張強度調査などを行いました。事故原因を特定する新しい結果は得られませんでした。このため、組合としては、事故原因を調査する前の顧問弁護士の見解に準じた判断をしております。

次に、4つ目の保証期間・減価償却期間・更新計画の考え方と根拠についてです。

今回、事故のあった変圧器については、使用から26年が経過しているため、保証期間、減価償却期間は過ぎております。

次に、更新計画ですが、多摩清掃工場の設備や機器については、事後保全、周期的に交換する保全、状態を確認して行う保全の考え方を基本に長期修繕計画を作成しております。変圧器については具体的な更新時期などを定めておりませんが、今後、劣化状況や使用年数などを踏まえ、維持管理や更新等に係るトータルコストを考慮しながら、適切な時期に対応してまいります。

次に、火災保険の補償についてでございます。

初めに、環境組合が加入している保険は、全国市有物件災害共済会の建物総合共済となります。建物総合損害共済業務規程において「火災による損害は、通常の用法の範囲外の火力による燃焼作用で、火が自力で延焼しうる状態により生じた損害をいう」と明記されております。このため、発電機の損傷に関しては共済で規定している火災による損害である一方、3号排ガス処理設備とサージ電圧による発電機制御盤等が損傷した被害は、共済で規定している損害対象とはならないと考えております。

次に、罹災証明の関係についてお答えいたします。

環境組合は、各復旧段階において把握できた被害状況について、順次、消防署へ通報してきました。消防署による事実確認及び手続の中で、罹災証明書の手続を行っております。消防署は事実確認に基づき罹災証明書を発行しているため、変更は難しいことを確認しております。

次に、損害額についてお答えいたします。

補償額の算定となる蒸気タービン発電機等の動産の耐用年数は15年となり、15年経過後は取得金額の20%が補償上限額とされております。そのため、電気設備火災に関して実損害額全額は補償の対象外と考えております。

次に、実損害額についてお答えします。

中間報告書にも記載しておりますが、損傷した設備の機能等を復旧するために要した復旧額として約4億1,100万円、蒸気タービン発電機損傷による影響として、売電、それと買電購入の増加額等不利益額として約3億1,900万円、安全な施設運営等を最低限維持するために要した発電機借上料やごみ処理委託料等影響額として約6,500万円、この3項目を合わせた約8億円が実損害額と考えております。

次に、2点目の工場施設の有効活用の問題についてでございます。

初めに、現状の施設規模、工場施設の有効活用についてでございます。

当工場の施設規模は、当初の日量600 tの規模から、ごみの減量等を考慮し、日量400 tの規模に縮小しております。余剰能力を生かすために、調布市の可燃ごみ受入れや東日本大震災、令和元年の台風19号で発生した災害廃棄物を受け入れたほか、構成市とも、多摩ニュータウン環境組合及び同組合の構成市間におけるごみ処理応援体制実施協定書に基づき、ごみの受入れや処理を依頼するなど、相互協力の関係を築いてまいりました。

また、工場の継続的な安定稼働を図るため、令和4年度にごみ処理区域の再編を行っております。

次に、更新計画についてでございます。

新焼却施設の処理能力は、令和4年に構成市間で合意した基本方針において、現行の「処理区域における将来人口とごみの発生量に加え、災害時に想定される災害廃棄物の処理を考慮して設定する」と定められています。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への構成市の対応状況なども考慮して、適正な規模の施設を整備してまいります。

次に、稼働率と処理単価について、また他工場との比較検証についてでございます。

現焼却施設の規模を決定する際、実稼働日数を280日、調整稼働率を0.96としております。年間の稼働率を算出する分母は10万7,520 t、分子はごみ処理量となります。令和5年度は事故のため試算が難しいところがございますので、令和4年度のごみ処理量で試算いたしますと、令和4年度のごみ処理量は6万4,692 tで、60%の稼働率となります。

また、処理単価につきましては、コストを意識した工場運営には欠かせない要素となるため、他工場と比較分析し、当工場の処理単価が特段高い状況ではないことを確認しております。

最後に、炉の有効活用の方針についてでございます。

先ほどの答弁と重複いたしますが、炉の能力を生かし、構成市や多摩地域での相互協力及び能登半島地震などの広域支援の際に活用をしております。

○議長（村松 徹君） ほかに質疑はありませんか。2番、鈴木勇次議員。

○2番（鈴木勇次君） 再質問をさせていただきます。

まず、変圧器の火災発生の原因についての調査でありますけれども、原因は明らかにすることはできなかった。調査においてもその結果だったということが報告をされております。先ほどの質問でも述べましたけれども、この調査についてはメーカーも有益なデータを必ず取得できたと考えています。負担について、組合の全額負担ということになっていることは確認できましたけれども、その分担について、組合、メーカー、それぞれの考え方をお聞きしたところです。組合が得たデータについて有益だったということと、組合の負担は至当であるという回答はされましたけれども、メーカーの考え方については回答を聞き取ることができませんでした。この間、メーカーとのこの点についての交渉の経過がない、あるいは交渉していないというように理解もされますけれども、そのように判断してよろしいのでしょうか、お聞きを再度させていただきます。

災害共済金についての補償に関することでありますけれども、中間報告では、3号排ガス処理施設とサージ電圧による被害は、共済会で二次被害と判定され、補償の対象外となったと報告しています。中間報告書の20ページにそのことが記載されております。先ほどの回答で、建物総合損害共済業務規程において「火災による損害は、通常の用法の範囲外の火力による燃焼作用で、火が自力で延焼しうる状態により生じた損害をいう」と明記されているということが記されています。したがって、排ガス処理施設やサージ電圧による発電機制御盤の損傷は損害賠償の対象外だという判断がされています。これは、一定、交渉の結果、組合側

も認めたとはいふに読み取れます。

私は、この点について、当該発電機本体の発電部分のコイルの燃焼も、ある意味、こういう規定からすると対象外だといふに判断されるのではないかと考えます。当然、発電機本体の発電コイルの燃焼も対象外だといふ結果になってしまうのではないかと思うわけです。変圧器以外の設備や動産の損害は、直接火が回り、その火が自力で燃焼することによる損害には当たらないということで、二次被害というのが共済会の判断でありますけれども、私にはあまりにも乱暴な認定にどうしても思えるのです。

変圧器火災の影響は、実際に火が回って、そのことによる損害よりも、異常な電流や電圧による被害が主になる可能性が大きいものであります。一施設内の変圧器火災で当該施設の設備が損害を生じたとき、二次被害で対象外になるというのはなかなか理解が及ばないところであります。市民にも分かる内容でご説明をいただくことはできないでしょうか。

あわせて、共済会がなぜ二次被害といふに認定をするかということでもありますけれども、私にはどうしても罹災証明との関係があるのではないかと思われるのです。こうした動産に対しての罹災日が昨年12月15日になっておりません。罹災日が違った証明である限り、別の原因ということになりはしないのか。このことが後の交渉に影響しないのか、大変心配しております。共済会とは現在、補償範囲や額の交渉中であり、なかなか回答ができない部分も当然あるかとは思いますが、簿価の20%交渉を進めているということが報告書では示されておりますが、二次被害とされた場合、現在の契約約款で火災による補償が得られるのかが大きな疑問として残ります。この点について、補償の範囲、火災保険の適用がされるということが既に確認されておられるのか、お聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（村松 徹君） 伊野事務局長。

〔事務局長伊野元康君登壇〕

○事務局長（伊野元康君） それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、メーカーとの交渉経過についてでございます。

今回、変圧器の事故原因の調査を行うに当たっては、事前にメーカーと協議を行っております。その際、メーカーからは、組合が調査を希望するのであれば、もちろん技術協力はするが、損傷が著しく、原因特定は困難であること、また、一般的な耐用年数を経過した後の製品の事故原因から新たな知見を得るものは少ないとの見解を得ております。これらの見解を踏まえ、組合として原因調査が必要と判断し、組合の負担において実施したものでございますので、負担は相応であると考えております。

次に、災害共済金の補償に関するご質問について、罹災証明との関係を含めてお答えいたします。

消防署の罹災証明は、火災に遭ったことの証明となり、罹災日ではなく、消防署に通報した日付で発行されるものです。全国市有物件災害共済会の補償範囲の関係とは別になります。

今回罹災した蒸気タービン発電機については、回転子の絶縁樹脂が熱で溶解・炭化しており、ここで規定する「火が自力で延焼しうる状態により生じた損害」に該当すると環境組合でも認識しております。一方、3号炉排ガス処理は未燃炭化水素が吸着した被害であり、発電機制御盤等はサージ電圧、電気系統をたどつての被害でございます。直接、火力による原因であるかの差と捉えておりますが、まだ補償対象、補償額が確定している状況ではございません。

全国市有物件災害共済会とは現在協議中でございますが、引き続き、適切な補償が得られるよう協議してまいります。

○議長（村松 徹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第19号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第19号議案「令和5年度多摩ニュータウン環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を挙手により採決いたします。

本案はこれを認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は認定することと決しました。

◇

○議長（村松 徹君） 日程第9、第20号議案「令和6年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第20号議案について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正予算は、前年度繰越金の整理を行うものです。その結果、歳入歳出総額をそれぞれ3,662万4,000円増額し、総額をそれぞれ21億6,067万2,000円とするものです。

まず、歳入についてご説明します。

6款 繰越金の3,662万4,000円につきましては、令和5年度決算で確定した前年度繰越金から繰越事業費充当財源を除いた当初予算額との差額を計上しました。

続いて、歳出です。

5款 諸支出金に歳入で計上した前年度繰越金と同額を計上し、財政調整基金に積み立てるものです。これにより、令和6年度末における財政調整基金現在高は4億3,632万5,000円となる見込みです。

以上が補正予算の内容ですが、財政調整基金については、今後、財源の一部として活用することを予定しています。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村松 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第20号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第20号議案「令和6年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第3号）」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（村松 徹君） 日程第10、第21号議案「機器補修工事（焼却棟及び不燃・粗大ごみ処理棟基幹設備整備）請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第21号議案について、提案の理由を申し上げます。
機器補修工事（焼却棟及び不燃・粗大ごみ処理棟基幹設備整備）請負契約の締結は、基幹設備を整備・補修し、清掃工場を安定的に継続稼働させるために必要な工事となります。

工事内容は、長期修繕計画に基づき、焼却棟における給じん設備、焼却炉本体設備、集じん設備、ボイラ設備、給水設備、さらに不燃・粗大ごみ処理棟における受入れ・供給設備などの整備補修を行うものです。

本件は、高度で専門性の高い技術力を必要とし、限られた期間内で効率的、一体的に整備を行う能力が不可欠であることから、契約に当たりましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約といたしました。

なお、10月16日に仮契約を締結いたしております。契約金額につきましては、消費税込みで2億4,475万円です。

以上、議案書のとおり契約をいたしたくご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村松 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第21号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第21号議案「機器補修工事（焼却棟及び不燃・粗大ごみ処理棟基幹設備整備）請負契約の締結について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（村松 徹君） これをもちまして、本日の日程は全て議了いたしました。

会議を閉じます。

これにて令和6年第2回多摩ニュータウン環境組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時02分閉議・閉会

多摩ニュータウン環境組合議会 議長 村 松 徹

議員(2) 鈴 木 勇 次

議員(3) 星 野 直 美